

目黒日本大学中学校学則

昭和22年4月1日制定	平成8年4月1日施行	平成20年10月9日改正	平成28年10月31日改正
昭和61年11月4日改正	平成8年10月28日改正	平成21年4月1日施行	平成29年4月1日施行
昭和62年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成22年10月14日改正	平成30年1月16日改正
昭和62年11月9日改正	平成9年11月1日改正	平成23年4月1日施行	平成30年3月23日改正
昭和63年4月1日施行	平成10年4月1日施行	平成23年10月15日改正	平成30年4月1日施行
昭和63年11月5日改正	平成10年11月9日改正	平成24年4月1日施行	平成30年6月18日改正
平成元年4月1日施行	平成11年4月1日施行	平成24年8月31日改正	平成30年10月19日改正
平成元年11月7日改正	平成11年9月11日改正	平成24年9月7日改正	平成31年4月1日施行
平成2年4月1日施行	平成12年4月1日施行	平成24年10月19日改正	令和元年10月30日改正
平成3年9月18日改正	平成12年10月6日改正	平成24年11月9日改正	平成31年4月1日施行
平成3年11月2日改正	平成13年4月1日施行	平成25年4月1日施行	令和3年7月14日改正
平成4年4月1日施行	平成15年10月22日改正	平成26年3月7日改正	令和4年4月1日改正
平成4年11月6日改正	平成16年4月1日施行	平成26年4月1日施行	令和4年7月4日改正
平成5年4月1日施行	平成17年10月6日改正	平成26年10月15日改正	令和5年4月1日施行
平成5年11月4日改正	平成18年4月1日施行	平成27年1月30日改正	令和5年7月3日改正
平成6年4月1日施行	平成18年10月12日改正	平成27年4月1日施行	令和6年4月1日施行
平成6年10月7日改正	平成19年4月1日施行	平成28年3月24日改正	
平成7年4月1日施行	平成19年10月25日改正	平成28年4月1日施行	
平成7年11月1日改正	平成20年4月1日施行	平成28年9月30日改正	

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき小学校における教育の基礎の上に小学校を卒業した男子及び女子に対し、併設高等学校との一貫教育を実施すること、中等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、目黒日本大学中学校という。

(位 置)

第3条 本校の位置は、東京都目黒区目黒一丁目6番地15号に置く。

第 2 章 組 織 及 び 収 容 定 員

(課 程)

第4条 本校の組織は3学級、定員は120名とする。

2 各学級の収容定員は、1学級40名とする。

第 3 章 修 業 年 限 ， 学 年 ， 学 期 及 び 休 業 日 等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、3年とする。

(年 度)

第6条 本校の年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。

- ① 1学期 4月1日から8月31日まで
- ② 2学期 9月1日から12月31日まで
- ③ 3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- ① 国民の祝日に関する法律により休日とされている日

- ② 日曜日
- ③ 学園創立記念日 12月4日
- ④ 春季休業日 4月1日から4月5日まで
- ⑤ 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- ⑥ 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- ⑦ 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- ⑧ その他、学園が必要と認める休業日

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

第 4 章 入学，退学，転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校の第1学年に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 小学校を卒業した者
- ② 前号に準ずる学校を卒業した者
- ③ 外国において、学校教育における6年の課程を修了した者
- ④ 文部科学大臣の指定した者
- ⑤ 本校において、小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、校長が別に定めた要件を満たしていると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い、校長がこれを許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書その他の書類に入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに、保証人連署の誓約書その他の書類に入学金を添え、提出しなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。

(退学)

第15条 生徒が病気その他の事由により退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を得なければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(欠 席)

第17条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、その理由を明らかにし、保証人において願い出て、許可を得なければならない。

(休 学)

第18条 生徒が病気その他やむを得ない事由のため、1か月以上出席することができないときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において休学を願い出て、許可を得なければならない。

(復 学)

第19条 前条の規定により、休学中の生徒が復学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て、許可を得なければならない。

第 5 章 教 育 課 程 ， 学 習 評 価 及 び 卒 業 等

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

2 教育課程編成にあたっては、あらかじめ併設高等学校と協議する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒 業)

第22条 前条の規定により、生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

第 6 章 保 証 人

(保証人)

第23条 保証人は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 親権者、後見人
- ② 兄弟、縁故ある者
- ③ 成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、生徒の生活と教育に関する一切の責任を負うものとし、常に学校教育活動に協力しなければならないものとする。

(保証人の変動)

第24条 保証人が転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の保証人が死亡、失そう又は成年被後見人の宣告若しくは破産等に係るものであるときは、改めて、保証人を定めなければならない。

3 保証人が適当でないと思われるときは、変更させることがある。

第 7 章 教 職 員

(教職員)

第25条 本校に次の教職員を置く。

- ① 校長

- ② 教頭
- ③ 教諭
- ④ 養護教諭
- ⑤ 司書教諭
- ⑥ 講師
- ⑦ 事務長
- ⑧ 経理長
- ⑨ 事務職員
- ⑩ 学校医，学校歯科医，学校薬剤師

- 2 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
- 3 必要に応じて、副校長を置くことができる。
- 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。また、校長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。
- 5 教頭は、校長（副校長を置くときは、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、必要に応じ生徒の教育をつかさどる。ただし、副校長を置いた場合は、教頭を置かないことができる。
- 6 その他、教職員の職務については、目黒日本大学中学校・高等学校校務分掌規程の定めるところによる。

第 8 章 学 費 等

（授業料，入学金，施設設備費，教育充実費及び入学検定料）

第26条 本校の授業料，入学金，施設設備費，教育充実費及び入学検定料は，次のとおりとする。

（単位：円）

項 目	金 額
授 業 料	年額 504,000
入 学 金	250,000
施 設 設 備 費	年額 213,000
教 育 充 実 費	年額 72,000
入 学 検 定 料	25,000

※ 入学金及び入学検定料は初年度のみ徴収する。

（納入及び納入の特例）

第27条 生徒がその在籍中は，出席の有無にかかわらず，授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 休学を許可された生徒の，休学期間中の授業料等の取扱いについては，別に定める。

（滞 納）

第28条 正当な理由がなく，かつ，所定の手続を行わずに授業料を1か月以上滞納しその後においても納入の見込がないときは，退学を命ずることがある。

（納入金の返還）

第29条 すでに納付した授業料，入学金，施設設備費，教育充実費及び入学検定料は，返還しない。た

だし、特別の事情がある場合は、入学金以外の学生生徒納付金を返還することがある。

第 9 章 奨 学 金 制 度

(奨学金制度)

第30条 学業成績が特に優秀な者、若しくはスポーツ又は芸術が特に優秀な者には、入学許可者数の5%を超えない範囲に於いて、別に定めるところにより奨学金を支給することがある。

第 10 章 賞 罰

(ほう賞)

第31条 生徒がその成績、性行とも優れ、他の模範となるときは、ほう賞することがある。

(懲 戒)

第32条 生徒がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行なう。

- 2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
 - ① 性行不良で、改善の見込がないと認められる者
 - ② 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者
 - ③ 正当な理由なくて、出席常でない者
 - ④ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第26条の授業料は、令和6年度新入学生及びその学年に在籍しようとする転入学生から適用することとし、施設設備費は、令和5年度新入学生及びその学年に在籍しようとする転入学生から適用する。なお、令和4年度以前の入学生については、従前の例による。
- 3 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。